

第6章 相続

【解答】

問題 1

問 1

3)

実子も養子も子となるので、妻 P さんが 1/2、残りの 1/2 を子ども 3 人が相続できる。よって、子ども 1 人あたり 1/6 となる。

問 2

3)

普通養子も特別養子も相続人になる。

問 3

2)

居住用の敷地の場合、限度面積が 330 m²、減額割合が 80%となる。よって、1 億 2,000 万円×80%=9,600 万円となる。

問 4

2)

相続開始年に譲与されたものは、贈与税ではなく相続税の対象となる。なお、3)の相続時精算課税制度を選択していても、非課税となるわけではない。

問 5

2)

相続税の申告書の提出期限は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内である。

問 6

1)

算出税額の 2 割が加算されるのは、具体的には兄弟姉妹が相続した場合である。配偶者の税額軽減は、配偶者の老後の生活保障の観点等から設けられた制度である。

問題 2

2)

借地権の評価は、自用地評価額を基にして、自用地評価額×借地権割合で計算する。図中の「200C」のうち、200 は 200 千円を意味しており、これが路線価である。この道路に接している土地は、1 m²あたり 200 千円の評価額があることを示しているのである。C は借地権割合を表しており、借地権割合の表より C は借地権割合 70%であることがわかる。以上より、借地権評価額=200 千円×500 m²×70%=70,000 千円となる。なお、本問の奥行価格補正率は 1.0 なので、借地権評価額の計算に影響はない。